

アンケート票

貴団体（貴社）名 []
 回答者の御氏名 []
 回答者の所属部署 []
 回答者の連絡先電話番号 []、Eメールアドレス []

ご回答に際し、各設問のあてはまる番号に○を付けて頂くものと、実際に文字をご記入いただくものがございますので、ご注意ください。（受験者数等、分からない場合はおおよその数でかまいません。）

Q 1. 貴団体（貴社）で行っている受験・検定（以下、検定）料5000円以上の資格・検定（以下、検定）試験のうち、検定申込者が試験の申込みをキャンセルした場合に、検定料金の全額若しくは一部を返金していますか。あてはまるものをお選び下さい。

1. 返金している。 → Q 2 への回答をおねがいます。
2. 返金していない。 → Q 3 への回答をお願いします。
3. 検定試験により、返金するものと返金しないものがある。 → Q 2、Q 3 両方への回答をお願いします。

Q 2（Q 1で1または3を回答された方へ）

Q 2-1. 返金している検定試験の名称、前回の検定試験について料金等を下表にご記入下さい。

（該当する検定試験が4件以上ある場合は受験者数の多い順に上位3件についてご記入願います。）

検定試験の名称	検 定 料 金 (円)	検定試験の受験者 数 (人)	申込み開始日から申込み 締切日までの日数	申込み締切日から試験 日までの日数

Q 2-2. 検定料金を返金するのはどのような場合ですか（下表1～7から選択してください複数回答可）。

その場合の検定料金に対する返金額の割合（Q 2-3）、検定料金から差引くもの（Q 2-4）について該当するものを選んでください。（受験者数の最も多い検定試験についてご記入願います。）

Q2-2. 検定料金を返金するのはどのような場合ですか（複数回答可）。	Q2-3. 検定料に対する返金額の割合は何%位ですか。	Q2-4. 検定料金から差引くものにはどのようなものがありますか（複数回答可）。
1. 申込みから8日以内のキャンセル	%	1. 試験実施に関わる実費 2. 返金に関わる事務手数料 3. ペナルティ料 4. その他 []
2. 申込み締切日までのキャンセル	%	1. 試験実施に関わる実費 2. 返金に関わる事務手数料 3. ペナルティ料 4. その他 []
3. 試験日の前日までのキャンセル	%	1. 試験実施に関わる実費 2. 返金に関わる事務手数料 3. ペナルティ料 4. その他 []
4. 試験日の当日キャンセル	%	1. 試験実施に関わる実費 2. 返金に関わる事務手数料 3. ペナルティ料 4. その他 []
5. 事前のキャンセルなしで受験をしなかった場合	%	1. 試験実施に関わる実費 2. 返金に関わる事務手数料 3. ペナルティ料 4. その他 []
6. 受験申込者が死亡した場合	%	1. 試験実施に関わる実費 2. 返金に関わる事務手数料 3. ペナルティ料 4. その他 []
7. その他 []	%	1. 試験実施に関わる実費 2. 返金に関わる事務手数料 3. ペナルティ料 4. その他 []

Q 3 (Q 1で2または3を回答された方へ)

Q 3-1. 返金していない検定試験の名称、検定料金等を下表に記入して下さい。

(該当する検定試験が6件以上ある場合は検定料の金額の多い順に上位5件についてご記入願います。)

検定試験の名称	検 定 料 金 (円)	前回の検定試験の受験者数	申込み開始日から申込み締切日までの日数	申込み締切日から試験日までの日数

Q 3-2. 検定料金を返金しない理由は何ですか。(主なもの2つまで)

1. ペナルティとして取りキャンセルを少なくするため。
2. 試験実施の準備に費用がかかっており、返金をすると費用が受験料を超えてしまうから。
3. 以前からの慣行。
4. 同業他社で返金している団体が少ないから。
5. その他 ([]の中に返金しない理由をご記入ください)

[]

Q 3-3. 今後、検定料金を返金するようルールを変えるプランがありますか。(回答は一つ)

1. 返金について検討する。
2. 返金するつもりはない。
3. 分からない。

(以下は、全ての方にお聞きします。)

Q 4. 検定料金の返金の有無について、書面等に記載していますか。(複数回答可)

1. 申込用紙に記載している。
2. 受験要項に記載している。
3. ホームページに記載している。
4. 領収書に記載している。
5. その他 []に記載している。
6. どこにも記載していない。→Q4-1. その理由は何ですか。(主なもの1つ)

1. 返金していることを書くとキャンセルが多くなるから。
2. ケースバイケースで対応したいから。
3. その他 []

Q 5. 消費者契約法には、契約解除に伴う違約金等をその事業者が生じる平均的損害の限度に制約する規定があり、平均的損害額を超える損害額(又は違約金)は、超えた部分が無効になるという条項(9条1号)があります(ご協力お願い文書の<参考>を参照)が、貴方(ご回答者)はこのことを知っていましたか。

(回答は一つ)

1. 知っていた。
2. 今まで知らなかった。

以上で質問は終わりです。お忙しいところご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒で2010年3月5日までにご返送いただきますようお願いいたします。

*** ご返送にあたりましては、該当する検定の受験要項を同封して頂きますようお願いいたします。**